

議案第66号 交野市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

議案書49P~52P

1. 条例改正の目的

交野市立交野みらい小学校と交野市立第一中学校を統合し、令和7年4月1日付で新たに義務教育学校として交野市立交野みらい学園を設置するにあたり、関連する条例における所要の改正を行う。

2. 条例改正の主な内容

(本則関係)

・交野市立学校に関する条例

第1条及び第2条の小中学校の設置規定から、「交野市立交野みらい小学校」及び「交野市立第一中学校」を削り、第3条及び第4条を1条ずつ繰り下げ、新たに第3条に「交野市立交野みらい学園」を義務教育学校として設置する旨を規定する。

(附則関係)

・交野市一般職の職員の給与に関する条例

・交野市奨学金条例

・交野市いじめ問題対策連絡協議会条例

・交野市立学校いじめ対策審議会条例

・交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

・交野市放課後児童会条例

・交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

・交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例

義務教育学校の設置に伴う文言整理を行う。

3. 施行期日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年9月定例会

議案の 件名	議案第66号 交野市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
本条例は、本市に設置する学校について定めるもの。		現在、大阪府下10市町村が義務教育学校を設置している。 (例. 守口市 さつき学園、豊中市 庄内さくら学園、東大阪市 義務教育学校池島学園 など)					
〈政策等を必要とする背景〉		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
交野市立交野みらい小学校と交野市立第一中学校を統合し、令和7年4月1日付で新たに義務教育学校として交野市立交野みらい学園を設置するにあたり、関連する条例における所要の改正を行うもの。		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈提案に至るまでの経緯〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
平成31年2月 「交野市学校規模適正化基本計画」策定 令和2年3月 「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」策定 令和2年8月 総合教育会議を経て、令和2年第11回教育委員会定例会において、「第一中学校区の施設一体型小中一貫校は義務教育学校とする。」と決定 令和2年12月 第一中学校区における魅力ある学校の開校準備委員会において、統合校の校名として、「交野市立交野みらい学園」を選定		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策		目 標	1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち		
				分野・方針	4. 教育環境		
				施 策	1. 学校施設の整備		
		〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）			
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称	①交野市学校規模適正化基本計画 ②交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画				
		策定年度	①平成31年2月 ②令和2年3月				
		計画期間	①令和10年度 ②第一中学校区における施設一体型小中一貫校の整備期間				
〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日					
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）			
学校教育部		まなび未来課		<input checked="" type="checkbox"/> ・無 新旧対照表等			

交野市立学校に関する条例（昭和40年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>(小学校の設置)</p> <p>第1条 本市に小学校を次のとおり設置する。</p> <p>交野市立星田小学校 交野市星田3丁目33番4号 交野市立郡津小学校 交野市郡津4丁目13番1号 交野市立岩船小学校 交野市森北1丁目25番1号 交野市立倉治小学校 交野市倉治1丁目15番1号 交野市立妙見坂小学校 交野市妙見坂7丁目20番1号 交野市立旭小学校 交野市星田4丁目18番1号 交野市立藤が尾小学校 交野市星田北2丁目45番1号 交野市立私市小学校 交野市私市9丁目5番10号</p> <p>(中学校の設置)</p> <p>第2条 本市に中学校を次のとおり設置する。</p> <p>交野市立第二中学校 交野市幾野4丁目1番1号 交野市立第三中学校 交野市星田8丁目67番1号 交野市立第四中学校 交野市天野が原町5丁目65番1号</p> <p><u>(義務教育学校の設置)</u></p> <p><u>第3条 本市に義務教育学校を次のとおり設置する。</u> <u>交野市立交野みらい学園 交野市私部1丁目54番1号</u></p>	<p>(小学校の設置)</p> <p>第1条 本市に小学校を次のとおり設置する。</p> <p>交野市立星田小学校 交野市星田3丁目33番4号 交野市立郡津小学校 交野市郡津4丁目13番1号 交野市立岩船小学校 交野市森北1丁目25番1号 交野市立倉治小学校 交野市倉治1丁目15番1号 交野市立妙見坂小学校 交野市妙見坂7丁目20番1号 交野市立旭小学校 交野市星田4丁目18番1号 交野市立藤が尾小学校 交野市星田北2丁目45番1号 交野市立私市小学校 交野市私市9丁目5番10号 <u>交野市立交野みらい小学校 交野市郡津1丁目43番1号</u></p> <p>(中学校の設置)</p> <p>第2条 本市に中学校を次のとおり設置する。</p> <p><u>交野市立第一中学校 交野市私部南3丁目1番1号</u> 交野市立第二中学校 交野市幾野4丁目1番1号 交野市立第三中学校 交野市星田8丁目67番1号 交野市立第四中学校 交野市天野が原町5丁目65番1号</p>

新	旧
<p>(学校施設の使用)</p> <p>第4条 前3条に設置する学校施設（以下「学校施設」という。）の使用に関しては、別に条例で定める。</p> <p>(学校施設の管理等)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(学校施設の使用)</p> <p>第3条 前2条に設置する学校施設（以下「学校施設」という。）の使用に関しては、別に条例で定める。</p> <p>(学校施設の管理等)</p> <p>第4条 (略)</p>

附則第2項関係 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(任期付常勤職員の給料の特例)</p> <p>第3条の5 任命権者は、交野市一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）（任期付常勤職員のうち小学校<u>（義務教育学校の前期課程を含む。）</u>の講師（以下「任期付教育職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の職務を一般給料表に定める職務の級のうち1級に格付するものとし、その号給を当該任期付常勤職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(任期付常勤職員の給料の特例)</p> <p>第3条の5 任命権者は、交野市一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）（任期付常勤職員のうち小学校_____の講師（以下「任期付教育職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の職務を一般給料表に定める職務の級のうち1級に格付するものとし、その号給を当該任期付常勤職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>2 (略)</p>

附則第3項関係 交野市奨学金条例（昭和48年条例第38号）新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すぐれた資質があるにもかかわらず、母子家庭（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭をいう。）の子女又は交通災害遺児若しくは生活困窮家庭の子女で経済的な理由のために、学校教育法（昭和22年法律第26号）に<u>規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、大学、高等専門学校又は専修学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校等」という。）</u>の就学が困難な者に対して、奨学金を貸し付け、教育の機会均等を図ることを目的とする。</p> <p>(貸付資格)</p> <p>第4条 普通奨学金の貸付を受ける者（以下「普通奨学生」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>高等学校等</u> _____ に進学し、又は在学中の者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すぐれた資質があるにもかかわらず、母子家庭（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭をいう。）の子女又は交通災害遺児若しくは生活困窮家庭の子女で経済的な理由のために、学校教育法（昭和22年法律第26号）に<u>規定する学校</u> _____ の就学が困難な者に対して、奨学金を貸し付け、教育の機会均等を図ることを目的とする。</p> <p>(貸付資格)</p> <p>第4条 普通奨学金の貸付を受ける者（以下「普通奨学生」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>学校教育法に規定する学校</u>に進学し、又は在学中の者（ただし、<u>幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに通信教育を受けている者を除く。</u>）</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

附則第4項関係 交野市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成29年条例第13号）新旧対照表

新	旧
(所掌事務)	(所掌事務)

新	旧
<p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。</p> <p>(1) <u>市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）における児童及び生徒のいじめ問題への対応について相互に連絡を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから交野市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) <u>学校</u>の校長</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>	<p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。</p> <p>(1) <u>市立小中学校</u> _____における児童及び生徒のいじめ問題への対応について相互に連絡を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから交野市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) <u>市立小中学校</u>の校長</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>

附則第5項関係 交野市立学校いじめ対策審議会条例（平成29年条例第14号）新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について所掌する。</p> <p>(1) 交野市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、<u>市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>におけるいじめ防止等の対策に関する事項を調査審議すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について所掌する。</p> <p>(1) 交野市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、<u>市立小中学校</u> _____におけるいじめ防止等の対策に関する事項を調査審議すること。</p> <p>(2) (略)</p>

附則第6項関係 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。第18条において同じ。)</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校_____に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

附則第7項関係 交野市放課後児童会条例（平成16年条例第28号）新旧対照表

新	旧
<p>(開会期間及び時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 児童会の開会時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)</u>の休業日 午前8時30分から午後6時30分まで</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(開会期間及び時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 児童会の開会時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校_____の休業日 午前8時30分から午後6時30分まで</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>(入会資格)</p> <p>第5条 児童会に入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____ _小学校に就学する児童又は特別支援学校小学部に就学する児童</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入会資格)</p> <p>第5条 児童会に入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する</u>小学校に就学する児童又は特別支援学校小学部に就学する児童</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附則第8項関係 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、<u>義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校_____、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

新	旧
<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、<u>小学校若しくは義務教育学校</u>における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校、義務教育学校</u>、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、<u>小学校、義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校_____における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校_____</u>、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、<u>小学校_____</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>

附則第9項関係 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例（昭和63年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p>(禁止区域等)</p> <p>第3条 建築者は、次の各号に掲げる区域又は地域（以下「区域等」</p>	<p>(禁止区域等)</p> <p>第3条 建築者は、次の各号に掲げる区域又は地域（以下「区域等」</p>

新	旧
<p>という。)において、キャバレー等の建築等を行つてはならない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね150メートル以内の区域</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>という。)において、キャバレー等の建築等を行つてはならない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、<u>小学校及び中学校</u>の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね150メートル以内の区域</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>